

職業訓練指導員免許交付申請に必要な書類

1. 申請書(1科目につき1枚必要であること。)
2. 手数料及び使用料(手数料)納入票(電子申請の場合は石川県証紙不要)
手数料は1科目につき2,300円で、石川県証紙で納入すること。(北國銀行等で購入可能。)
同封の「使用料(手数料)納入票」の金額・納入欄を記入の上、(証紙はりつけ欄)に証紙を貼付するものであること。
3. すでに取得している職業訓練指導員免許があればその免許証の写
4. 職業能力開発総合大学校の修了証書の写し及び修了証明書又は履修証明書
(申請書2の第1号該当者)
5. 職業訓練指導員試験合格証書の写(申請書2の第2号該当者)
6. 技能検定合格証書及び48時間講習修了証書の写
(申請書2の第3号該当者のうち、技能検定合格者)
7. 教員免許授与証明書※1、大学の卒業証明書及び履修内容証明書※2
(申請書2の第3号該当者のうち、高等学校教員免許状所有者)
※1 教員免許発行地の都道府県教育委員会に申請すること。
ただし、石川県教育委員会発行の免許状の場合は免許状の写で構わないものであること。
※2 履修内容証明書が必要な方は事前にご連絡(075-225-1533)ください。

以上の書類を、下記まで郵送願います。

ご不明の点があれば、事前にお問い合わせください。

また、電子申請を希望される方は、下記URLから手続きください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-ishikawa/smart-apply/apply-procedure-alias/shidouinmenkyoshinsei>

〒920-8580(住所不要)

石川県商工労働部労働企画課職業能力開発グループ
職業訓練指導員免許担当あて

TEL(076)225-1533 FAX(076)225-1534

参考

職業能力開発促進法第28条第3項

職業訓練指導員免許は、申請に基づき、次の各号のいずれかに該当するものに対して、免許証を交付して行なう。

- 一 指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程(1)を修了した者
- 二 第30条第1項の職業訓練指導員試験(2)に合格した者
- 三 職業訓練指導員の業務に関して前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる

注(1)厚生労働省令で定める訓練課程…職業能力開発総合大学校等で行われる長期養成課程、短期養成課程又は職種転換課程。

(2)第30条第1項の職業訓練指導員試験…都道府県が行う職業訓練指導員試験。

(3)同等以上の能力を有すると認められる者…主なものは次のとおり。

- ①技能検定合格者(1級、特級又は単一等級に限る)で、都道府県・職業能力開発協会の実施する「48時間講習」修了者
- ②免許職種に関する学科を修めた者で、工業、農業等の高等学校教員の普通免許状所有者